

うきは市農業委員会第37回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年3月11日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸			
副会長	15番	中村 稔			
委員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	12番	堀江 清成	
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘	
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光	

（農業委員会職員）

主事 佐藤 光亮 池田 奈津希

- 会長 挨拶
- 事務局 それでは農業委員会会議規則に基づいて会長に議事進行をお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、本日の議事録署名人を3番・4番委員にお願いします。早速議事に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号-1上程)
- 事務局 (議案第1号-1説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 第2分科会は3月5日に現地調査を行いました。今事務局から説明があった通り、譲渡人の購入依頼があり、譲受人は営業車トラック1台と乗用車2台分の、駐車場として利用するもので特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。
- 16番 それでは担当が私ですので私の方から説明したいと思います。譲渡人は現在佐賀県の方に住んでおりますが、申請地の近隣に自宅があり自宅を処分するという話を聞いております。申請地の面積は91㎡の農地で周囲は家等が立っており、現況も半分荒れたような状態にもなっておりますので特に問題ないと考えております。ご審議よろしくお願いたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第1号-1について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
- それでは議案第1号-2議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号-2上程)
- 事務局 (議案第1号-2説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 この件も3月5日に現地調査を行いました。譲渡人の既存住宅を購入しその前の畑に、琉球ガラスの工房と来客の第1駐車場、さらに裏側の方に、第2駐車場等を造るものでございます。地上げは、道の高さに埋めたてを実施し、雨水の排水は既存の排水路に流し込む計画となっております。以上のことから特に問題ないと思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 2番 ガラス工房を作るためとなっております。浮羽町の方が、過ごしやすいと譲受人が富山から、うきは市へ移住してくるということです。特に問題はないかと思って

おります。ご審議の方をお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号-3号議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-3上程)

事務局 (議案第1号-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 これも3月5日に、現地調査を行いました。この件は既に譲受人が一部を借用として、一部家庭菜園、一部を花壇として利用しております。車庫の部分は違反というふうになっております。このことから、違反転用分の始末書を出していただき、その他の部分はですね、現行のまま使用するため、特に問題ないと思われるので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14番 譲受人と譲渡人は親戚の関係だそうです。この農地については、譲受人の敷地からしか侵入はできませんのでやむを得ないだろうと思います。始末書も提出しており特に問題ないと思います。審議のほどをお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号-3について賛成の方の挙手を願います。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで、県の方へ進達いたします。

それでは、議案第1号-4号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-4上程)

事務局 (議案第1号-4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 この件は、巨瀬川沿いの農地を埋め立てし、新築住宅を建設するものであります。道路に面する用地はセットバック用地も取られ、生活排水は公共下水柵、雨水はですね、排水路に流すようになっております。埋め立てについてはコンクリートブロック3段の高さまでに嵩上げされますが、この辺りは巨瀬川川氾濫で浸水するため、それ以上の高さまで組み立てて、浸水対策を行った方が良いのではないかということの助言をした方がよいのではないかというふうな、分科会の意

見でございました。以上のことから、特に問題ないと思われまますので、皆様ご審議よろしくお願ひします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14番 ただいま事務局並びに分科会長の説明の通りでございませう。既に左側にはアパートもありますし、隣接の農地についても同意も取れており、特段問題ないと思ひます。ご審議のほどお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願ひします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号—4議案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号—5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号—5上程)

事務局 (議案第1号—5説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 この件も3月5日に現地調査を行っております。この件は株式会社ドラッグストアモリが、既存の施設の北側の土地に、20年の賃貸借契約で、職員休憩所および駐車場を設置し、雨水等の排水はですね、排水路を設置し水路に流し込みを予定しております。以上のことから、何ら問題ないと思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

9番 3月1日に現地調査を行いました。ただいまの事務局ならびに分科会長のおっしゃった通り、場所はドラッグストアモリの増築工事です。譲渡人は隣接地を所有し、20年の賃貸借設定で、増築のための敷地拡張です。地元説明もあり、隣接地の承諾もありますので、何ら問題はないと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひいたし

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願ひします。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。議決に入ります。

議案第1号—5について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

議案第1号—6号を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号—6上程)

事務局 (議案第1号—6説明・朗読)

- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 これも 3 月 5 日に、現地調査を行いました。ここは北側境界にブロック 4 段を築き、西側道路の高さに埋め立てて、新築住宅を建設するものでございます。雨水および合併浄化槽の排水はですね、南側住宅の雨水および合併浄化槽の排水路を利用させていただくというふうなことでなっております。以上のことから、特に問題ないと思われまので、皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 1 1 番 申請地は去年、南側が自己用住宅申請されまして、そのときにちょっと事務局にもお尋ねですけれども、浄化槽設置して用水路の方に流すなんですけれども、一応農家としましては、用水路に流さなくても、いい方法はないのかと思い今回のことを含めて、どうかしていただけたらと、個人的には思っております。ご審議の程よろしく願います。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 1 1 番委員の説明をもう一度排水の件を詳しく説明をお願いします。
- 1 1 番 去年 9 月の南側に一度申請上がって、そのときも浄化槽を設置して、隣地の排水桝に流して用水路に流れていくようになっています。
- 議長 建設課の考えは何かあるか。
- 事務局 ただ今のご意見につきましては担当部局の方とも確認を取らせていただきますが、浄化槽の考え方として生活雑排水についても 1 回綺麗にしているという解釈をせざるを得ないのかなというふうに思っております。1 1 番委員がおっしゃるように綺麗になったとしても元々は汚水だったものだというところがあると思いますが、今回の転用の審査、許可についてはそこを見ていただいて、ご審議いただくようになるかと思えます。
今後、いただいたご意見につきましては建設課並びに水環境課の方とも話をしていきたいと思えます。
そういった場合に、例えば下水道管の延長とかそういったところはあるのかというところも併せて、後日ご回答させていただけたらというふうに思っております。
- 議長 全面的にやれば北側の排水路に流せるとは思うが、部分的に少しずつやっているので、ちょっとそのあたりがどうかという気はしています。
- 4 番 その敷地の西側の道路には、污水管が通ってないわけですか。
- 議長 ごめんなさい、污水管は通っていません。
1 1 番さんの意見としては、梅雨時期とかに排水路や用水路の方に流して、水量は大丈夫かという意味で、危ないかという意味ですよね。
- 1 1 番 現地の方をもう一度確認をしたのですけれども、今の時期は、水が溜まっている

状態です。

議長 ほかにありませんか。

13番 浄水浄化槽対応することになっているが、下水道管はそこへ通らせられないの
でしょうかね。南側の住宅側から浄化槽で対応するのは、ちょっとおかしな話だ
と思います。もう1点はですね、この浄化槽ができた頃からもうこういう問題は
もうずっとあっているはずですよ。排水を流すことは、それはどういうふう
に対応していたのでしょうか。

事務局 まず一つ目のご質問の南側の宅地がある部分から下水道間の延長ができないか
というところにつきましては回答を持ち合わせておりません。申し訳ございま
せん。そのことについては、考え方を水環境課に確認して、ご回答させていただ
けたらと思います。

二つ目の点につきましては13番委員のおっしゃるように浄化槽ができたとき
からの、問題じゃないのかというところは今までもその浄化槽は何だという聞
かれた際には、その汚水を綺麗に流しているというような解釈でおりましたの
で、難しいところではあるんですけどもそれで、市全体的なところにもなってく
ると思いますし、山間部はですねほとんどがその浄化槽でやっているところが
ほとんどだと思うので、山から流れてきてい水が平地の方に流れてきていると
いう解釈になるとも思います。

議長 他にありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは採決に入りたいと思います。

議案第1号6について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請
について議題とします。まず1番のから事務局の説明を求めます。

(議案第2号-1上程)

事務局 (議案第2号-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

11番 ただ今の事務局の説明の通りです。

申請地は譲受人のお父さんが借りられて、耕作されていましたが、親子間で経営
されておりまして、今後は耕作していくことになっていますので、特に問題はあ
りません、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認め採決に入ります、案第2号-1について賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。それでは議案第2号-2を議題とします。
事務局の説明を求めます。

(議案第2号-2上程)

事務局 (議案第2号-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

15番 ただいま事務局から説明があった通りです。

譲受人の方は専業農家でブドウを作られています、譲渡人は、道挟んで向かい側柿を作っていましたが高齢で農業できないということで、柿の収穫は終わって、頑張って木を切っている状態でした。特に問題はないと思いますのでご審議のほどお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。それでは議案第2号-3を議題とします。
事務局の説明を求めます。

(議案第2号-3上程)

事務局 (議案第2号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

11番 事務局の説明の通りです。

譲渡人の方は、東京に住んでいまして、遠方でということで、耕作が出来ないということです。譲受人の方は、以前からうきは市の方で、土地を購入しております、今回は会社の方で野菜を販売するそうです。問題はないと思いますのでご審議のほどお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

16番 僕からちょっと聞いていいですか。

譲受人は、八和田その辺りでた田んぼを買われた方ですよね。営農状況はどうですか。

11番 状況は詳しくはわかりませんが、稲作をしっかりとされています。

議長 他にありませんか。

13番 この土地と西側にある家は同じ人ですか。

11番 宅地を買った人のことは確認していません。譲受人は3年前に宅地を購入されています。

事務局 特に同一の所有者というところでは伺ってないようでして、その 3 年前にも先ほど行う委員が説明していたように、こちらに移り住むというところで、宅地も購入されている物件もございますので、二つもうきは市に拠点は持たないのではないかなというところで違う気はします。特にどこも一緒ですとは聞いておりません。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 2 号－3 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第 2 号－4 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－4 上程)

事務局 (議案第 2 号－4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6 番 譲渡し理由としては高齢になりましたので、どなたか若い方に耕作していただきたいということでお話があったということです。本人さんは、先ほど言われましたように土地を持ちませんが、早めに退職されご家族で柿作りをやってらっしゃるので、何の心配もいらないと思います。皆様のご審議のどうぞよろしくお願いいたします。

議長 はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります議案第 2 号－4 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。それでは議案第 2 号－5 を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－5 上程)

事務局 (議案第 2 号－5 説明・朗読)

議長 これは新規就農ということで、分科会で見えていますので分科会長の意見を求めます。

3 番 3 月 7 日に新規就農者のヒアリングを現地で行いました。譲受人の職業は、株式会社で取締役会長となっており運送業等産業廃棄物処理業を生業としております。また、譲受人の住所は久留米市北野町になっており、現在息子さんと北野町で 2 ha ほどの圃場で、多品種野菜の栽培を行っているとのこと。購入の動機は、ハウス施設の譲渡人のお兄さんと譲受人が同業種の関係で、依頼

され購入者を探しておりましたが、なかなかいらっしゃらない方ということで、本人が購入したとのことでございます。今回購入したみかんハウスは、土壤改良が必要と思われるためそのまま設置しますが、栽培技術については、現在北の町の方で、みかんの栽培はいくらか行っており栽培技術もあるということでございます。荒れた農地の方は、野菜の栽培を行ってくようです。機械農機具等はですね、草刈り機、トラクター、ミニショベルを持っているとのことで、必要とあれば、会社の機械を持ってくるとのことございました。農作業従事者についてはまず当人が1人で従事し、忙しくなれば奥さんや息子さん、さらには会社の従業員の応援体制も可能とのことでございます。収益目的は、まずハウス内の土壤改良を目的としたミカン栽培、東側の荒れた農地を解消するため多種野菜を栽培し、当面の収益は見込めないが、譲受人は会社の会長もされており、資金面に関しては問題ないと思われまます。私は適切に管理がされると思われまますので、問題ないと思いまます。ご審議よろしくお願いいたしまます。

議長 それでは担当委員の意見を求めまます。

11番 申請地は先月、私の総会で申請の取り下げがありまましたが、そのときは費用として、ハウスは修繕が必要で合意に至らなかつたが、ぜひと言われてたので、そのことについてそのままハウスとして作業をされまますので、何の心配もいらなないと思いまますので、皆様のご審議のどうぞよろしくお願いいたしまます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いまます。

(質疑なし)

質疑なしと認めまます。採決に入ります。

議案第2号—5について賛成の方の挙手を求めまます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたしまます。

それでは議案第2号—6号を議題としまます。事務局の説明を求めまます。

(議案第2号—6上程)

事務局 (議案第2号—6説明・朗読)

議長 それでは担当の方に意見を求めまます。

11番 譲受人は、もともと農業をされていて譲渡人は遠方ということで今後こちらに戻らなないということで今回所有権移転売買になつてということでは。

当分の間は譲受人の方の1人ということですが、息子さんが今他の農家の農作業のノウハウを学ぶ修行に出てということでは、特に問題ないと思いまますので、皆様のご審議のほどどうぞよろしくお願いいたしまます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いまます。

(質疑なし)

質疑なしと認めまます。採決に入ります。

議案第2号-6について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。それでは議案第2号-7を議題とします。
事務局の説明を求めます。

(議案第2号-7上程)

事務局

(議案第2号-7説明・朗読)

議長

これも新規就農なので、ヒアリングを行っておりますので分科会長の意見を求めます。

3番

これも3月5日に、新規就農者ヒアリングを現地で行いました。譲受人の住所は、長崎になっていますが、吉井町に土地を購入されて生活されております。農業をしたいと思った動機は、果樹栽培にあこがれ、うきは市産の柿を知り合いに配ったところ、好評だったので栽培を行いたいということです。

農業の経験や栽培技術が今回購入したあたりは、柿の成園で5年前からこの現地を借りて栽培しており、今回下限面積の撤廃を受けまして、購入したということでございます。また、剪定等はですね現所有者から教えていただき徐々に覚えていきたいということでもございました。農機具の所有は、草刈り機、トラック、動噴を持っているとのことで、うきは市に果樹を栽培している親戚もおり、草刈が大変なときは、乗用草刈り機を借りて行うとのことでもございました。

農作業従事者については、忙しいときは、長崎県東彼杵郡でみかんの栽培農家の親戚で集中的に作業の応援が可能ということでもございます、さらには一ノ瀬の親戚にも応援をいただきたいと思っております。収益目標は、最初果樹栽培の施設手伝いをしていただく方に費用の代わりに上げ、徐々に収量が多くなったら、地元の農協もしっかり出荷したいとのことでもございました。以上のことから管理は適正に行われておられると思われしますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

16番

それでは担当私ですので、私の方から意見を述べさせていただきます。

非常にやる気が十分あるというようなところは見ておりますただ年齢的なことを考えると何年もは、無理じゃないかなという気はしております。このあたりの農地は50年60年というような樹齢の柿が結構あり、本来であれば改植辺りをしていくようなところだろうと思っておりますが、皆さん高齢になっておりますのでなかなか引き受けてもらえないというようなところの農地でございますのでやむを得ないかなと考えております。以上です。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

12番

隣近所には迷惑もかからんような栽培とか防除はずっと大丈夫ですか。

議長

消毒等は依頼したり、自分でやったりするというような話を聞いております、西側あたりが、一部荒れているが、それほどではないというふうに考えております。手入れだけはちゃんとするように言われています。

- 議長 なければ採決に入ります議案第2号-7について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
賛成ということで許可といたします。それでは議案第2号-8を議題とします。
事務局の説明を求めます。
(議案第2号-8上程)
- 事務局 (議案第2号-8説明・朗読)
9番 3月8日に現地を確認しました。
譲受人は空き家に付随した農地の購入ということで、空き家の方は会社購入と
いうことです、会社の方はクラフトビールでレストラン経営を、農地の方は従業員
と一緒にレストラン使う野菜栽培するということでした。従業員の方は、うきは
市の地域協力隊の方だそうです。最初は少し入って、いずれはレストランの方
で働きたいということをお伺いしました。ご審議のほどよろしくお願いたします
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議長 何か他になければ採決に入ります
それでは議案第2号-8について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成ということで許可といたします。
それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有
権移転)について議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第3号上程)
- 事務局 (議案第3号説明・朗読)
議長 それでは質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。
議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成ということで市長の方原案通り報告いたします。
それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利
用権設定)について議題とします。農政係の説明を求めます。
(議案第4号上程)
- 農政係 (議案第4号説明・朗読)
議長 それでは質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り問題なしとして市長の方へ御報告いたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)と議案第6号農地中間管理事業における農地利用配分計画は、関連がありますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。

(議案第5・6号上程)

事務局

(議案第5・6号説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

引き続き議案第6号の質疑に入ります。質疑ある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り問題なしとして市長の方へ御報告いたします。

それでは報告事項に行きたいと思います。事務局の説明を求めます。

(報告事項1・2・3説明・朗読)